

【速報第11号】 広報くりはら号外 災害関連情報

平成23年4月6日(水)発行 企画部市政情報課

半壊以上の住宅を修理します

東日本大震災により、半壊以上の被害を受けた住宅を、市が指定業者に依頼して応急修理します。

対象世帯)からの要件をすべて満たす世帯)

避難生活を送っている世帯

半壊、大規模半壊の被害を受けた住宅(全壊でも修理して住むことができ

る場合は、対象となる)があります)

応急仮設住宅(民間賃貸住宅を含む)

を利用しないこと

これらの要件のほか、世帯全体の収入額による所得制限もあります

応急修理の内容

居室、台所、便所など日常生活に欠くことのできない所を修理します。

家電製品は対象外です

限度額

1世帯あたりの限度額は52万円です。

詳しい内容や、申請手続きについては、お問い合わせください。

建設部建築住宅課

TEL 0228(22)1153

市民バスの無料運行を終了します

市民バスの無料運行期間は、4月8日(金)までとなります。

なお、4月2日(土)から通常運行しております。

企画部市民協働課

TEL 0228(22)1164

震災による燃料不足について

震災後、市では、石油基地の被害を把握すると同時に、早速国と連絡を取り、救急車や消防車、給水車、停電や断水対応の作業車の燃料など緊急車両用の必要最小限の特別枠を確保しました。そして、野口石油(株)様を主に市内の給油所のご協力をいただいた結果、これらの車両運行が確保され、復旧業者各位のご尽力により、最大震度7にもかかわらず、

態が続きました。このため、市は、国や県、石油連盟などに「栗原市のような過疎地では、燃料不足は孤立集落となり市民生活が危険な状態である。」と強く訴え続けました。

この間、市民バスの無料運行の実施や特に緊急支援を要する世帯に灯油を配達、さらに、往診の医師、介護ヘルパーや人工透析などの重症患者の通院用への燃料供給も、限られた国の緊急特別枠の中で配慮をしました。

震災情報や緊急連絡を担う行政区長さんにも最小限の給油をし、市の消防職員や病院職員など緊急性のある職員のみ最小限の給油をしましたが、ほとんどの職員は、自転車や徒歩、相乗り、中には泊まり込むなどして震災対応に努めました。私も、震災直後から市長室に寝泊まりをして、職員を指揮しています。盛岡などを卸元とする岩手県内の給油所は回復が早かったのですが、仙台を卸元としていた栗原市内の給油所では、並ばずに給油ができるようになったのは、4月に入ってからとなりました。

この間の市民の皆様のご苦労は十分に承知しております。近所や地域で燃料を融通し合い、声掛けして乗合い病院に出かけるなど、この困難の中、自助・共助のお話も多く伺いました。

停電や断水がより早く解消されたことに、心から感謝申し上げます。

この間、市民バスの無料運行の実施や特に緊急支援を要する世帯に灯油を配達、さらに、往診の医師、介護ヘルパーや人工透析などの重症患者の通院用への燃料供給も、限られた国の緊急特別枠の中で配慮をしました。

この間の市民の皆様のご苦労は十分に承知しております。近所や地域で燃料を融通し合い、声掛けして乗合い病院に出かけるなど、この困難の中、自助・共助のお話も多く伺いました。

市民の皆様には、この間の事情をご理解賜りますようお願い申し上げます。

栗原市長 佐藤 勇

市内給油所への供給が被災したことにより、運搬ルートが寸断され、油槽所が仙台から秋田などに変わり、輸送効率が悪くなったため、需要に追いつかない状態が続きました。

この間、市民バスの無料運行の実施や特に緊急支援を要する世帯に灯油を配達、さらに、往診の医師、介護ヘルパーや人工透析などの重症患者の通院用への燃料供給も、限られた国の緊急特別枠の中で配慮をしました。

この間、市民の皆様のご苦労は十分に承知しております。近所や地域で燃料を融通し合い、声掛けして乗合い病院に出かけるなど、この困難の中、自助・共助のお話も多く伺いました。

市民の皆様には、この間の事情をご理解賜りますようお願い申し上げます。

栗原市長 佐藤 勇

市の消防職員や病院職員など緊急性のある職員のみ最小限の給油をしましたが、ほとんどの職員は、自転車や徒歩、相乗り、中には泊まり込むなどして震災対応に努めました。私も、震災直後から市長室に寝泊まりをして、職員を指揮しています。盛岡などを卸元とする岩手県内の給油所は回復が早かったのですが、仙台を卸元としていた栗原市内の給油所では、並ばずに給油ができるようになったのは、4月に入ってからとなりました。

この間、市民の皆様のご苦労は十分に承知しております。近所や地域で燃料を融通し合い、声掛けして乗合い病院に出かけるなど、この困難の中、自助・共助のお話も多く伺いました。

市民の皆様には、この間の事情をご理解賜りますようお願い申し上げます。

栗原市長 佐藤 勇

TEL 0228(22)1122

企画部市民協働課

TEL 0228(22)1164

相談・問い合わせは

お近くの総合支所にご連絡ください。

南三陸町より193名を迎えました

南三陸町で被災された方々は、電気や水道などが寸断された避難所で、不便な生活を余儀なくされてきました。

この避難環境を少しでも良くするため、近隣の自治体が避難者の受け入れを表明し、去る4月3日に、1回目の受け入れを行いました。栗原市への避難者は、77世帯・193名で、金成温泉延年閣など6カ所の施設にお迎えしました。

被災住家の解体に伴う災害廃棄物処分料を無料にします

災害により住宅家屋が被害を受け、解体する場合は、市の指定業者での処分料を無料とします。ただし、解体、運搬については各自で行ってください。(倉庫や納屋のがれき・木くず類は対象外)

対象となる方

り災証明書により住宅が全壊、大規模半壊、半壊、または一部損壊と判定された住家を解体する方

対象範囲

がれき類 木くず類

ただし、市の指定業者で処分できない解体物は、自己負担での処理となります。

申請受付場所・期間

受付場所 市民生活部環境課、各総合支所市民サービス課

受付期間 4月11日(月)から8月31日(水)まで(土日・祝日を除く)

受付時間 午前9時から午後5時

申請に必要なもの

印鑑 り災証明書(写し) 被災状況の写真

市の指定処理業者

株式会社野口重機(築館)、エコテック東北株式会社(若柳)、有限会社築館クリーンセンター(築館)

災害廃棄物の受け入れを再開いたします

一時中断していた仮集積所への搬入を再開します。

各地区の仮集積所については、総合支所にお問い合わせください。

受け入れ期間 平成23年4月11日(月)から4月17日(日)まで

受け入れ時間 9:00~12:00 13:00~16:00

対象となるごみ

一般家庭から発生したごみに限ります。

がれき類(ブロック壁、コンクリート壁等)

解体した倉庫、納屋のがれき・木くず類、墓石、灯籠などは対象外

木くず類(木くず、板等)

家電4品目(テレビ、エアコン、洗濯機・乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫)

その他の家電製品(レンジ、蛍光灯、ポット等)

家具類(たんす、机等)

ガラス、せともの類の燃やせないごみ

問

市民生活部環境課

TEL(22)3350

各総合支所市民サービス課